

ミャンマー知的財産局（Myanmar IPD）のウェブサイトにおいて公表されている商標関連の規則についてのご案内

ミャンマーにおいては、ミャンマー連邦国家行政評議会通達 No. 82/2023 に基づきミャンマー新商標法が 2023 年 4 月 1 日に施行され、ミャンマー知的財産局（以下 Myanmar IPD）が 2023 年 4 月 26 日にグランドオープンとなりましたが、これに関連し、下記リンク先の Myanmar IPD のウェブサイトでは、商標関連の命令、通達および告示が公表されておりますので、ご参考ください。

<https://ipd.gov.mm/trademark/trademark-1/laws-rules-and-direction-for-trademark/directions-tm>

以下、各命令および通達について、簡単にご案内いたします。

命令／通達（Order/Notification）	説明（Explanation）
命令 no. 63/2020 (Order no. 63/2020)	本命令は、2020 年 10 月 1 日から開始されるソフトオープン日を発表しています。さらに、ソフトオープン期間中に出席できるのは、ミャンマー市場で商標を使用した者、証書登記所（ORD）で商標を登録した者が説明されています。また、使用／登録の証明として認められるものの例も示されています。
通達 no. 44/2022 (Notification no. 44/2022)	本通達は、新法に基づく商標の出願および審査に必要な書式を提供するものです。 リストと書式は、下記リンク先でご覧いただけます。 https://www.ipd.gov.mm/trademark/trademark-1/forms-for-trademark
通達 no. 82/2023 (Notification no. 82/2023)	本通達は、新商標法が 2023 年 4 月 1 日に施行されることを発表しました。
通達 no. 17/2023 (Notification no. 17/2023)	本通知には、商標登録、審査、異議申立などに関する規定が含まれています。
当局命令 no. 1/2023 (Agency Order no. 1/2023)	本命令は、政府費用を規定するものです。

知的財産局（IPD）告示 no. 1/2023 （IPD Announcement no. 1/2023）	本告示は、ソフトオープン期間の第2フェーズを2023年4月3日から開始することを規定しています。ソフトオープン期間中に出席した出席人は、政府手数料を支払う必要があることを知らせています。
知的財産局（IPD）告示 no. 2/2023 （IPD Announcement no. 2/2023）	本告示は、政府手数料の支払い方法について知らせています。

なお、上記の内特に重要であると思われる商標登録、審査、異議申立などに関する規定が含まれている通達 no. 17/2023（Notification no. 17/2023）について、上記リンクより当該通達のダウンロードが可能です。ミャンマー語のみでの公表となっております。この点につき、当該通知の英訳／和訳を入手できましたら、追ってご案内いたします。

何かご不明な点がございましたら、下記お問合せ先にご連絡下さい。
どうぞよろしくお願い致します。

お問合せ先：商標担当 加藤 (trademark@siasia.co.th)